災害時における応急協力に関する覚書

浦安市(以下「甲」という。)と株式会社たかみ(以下「乙」という。)は、甲の区域内において災害対策基本法第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、帰宅困難者(災害の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。)の対策として、帰宅困難者一時滞在施設を開設することに関し、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害時において、甲が実施する帰宅困難者対策に関し、必要な協力事項を定めることを目的とする。

(帰宅困難者一時滞在施設としての利用の許可)

第2条 災害発生時に甲が次条第2項に定める施設を帰宅困難者一時滞在施設として利用 することを乙は許可する。

(協力の内容)

- 第3条 甲は次の各号に掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。なお、乙は可能な範囲において甲に協力するものとする。
- (1) 本条第2項の施設のエレベーターの稼働に関すること。
- (2) その他、乙が帰宅困難者一時滞在施設の開設に関して甲に協力できること。
- 2 乙が協力を行う場所は、以下の施設とする。

名称	所在地
浦安音楽ホール(新浦安TKビルディング内)	千葉県浦安市入船一丁目6番1号

(費用負担)

第4条 第3条第1項各号に掲げる協力に係る費用(利用後の原状回復のための費用を含む)及び避難者によって施設に生じた損害の補償のための費用は、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

- 第5条 帰宅困難者一時滞在施設としての利用にあたり、甲又は帰宅困難者が建物又は本物件に損害を与えたときは、甲は、その旨を乙へ速やかに書面にて連絡し、かつ、乙の請求に従って直ちに損害前の状態に回復その他の方法により損害を賠償するものとする。
- 2 帰宅困難者が乙の施設で負傷したことを理由として、乙が当該帰宅困難者に対し損害 賠償責任を負うこととなった場合、当該賠償により乙が被った損害について、甲は乙に 対し賠償する。但し、乙が協力者として尽くすべき注意を尽くさなかったことにより損 害が生じた場合はこの限りではない。
- 3 第3条第1項各号に掲げる協力に従事した乙の従業員(乙への協力者を含む。)が損害

を受けたときは、その損害に対する補償は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例 (昭和52年条例第1号)の例に準じて行うものとする。

(帰宅困難者利用施設としての利用の終了)

- 第6条 乙は、次の各号に該当する場合、第3条第2項の施設を閉鎖の上、帰宅困難者の 退去を求めることができるものとする。
- (1) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (2) 乙が施設の安全点検を実施した結果、帰宅困難者一時滞在施設としての安全性を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) その他、甲及び乙が双方協議の上、帰宅困難者一時滞在施設を閉鎖する必要があると 認めた場合

(有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本覚書に定めのない事項及び本覚書について疑義が生じたときは、甲乙誠実に協議の上、定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月29日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

甲 浦安市

浦安市長 内 田 悦 嗣

千葉県浦安市当代島一丁目 16番7号

乙 株式会社たかみ

代表取締役 榎 本 敬三郎